

静岡市広告カタログ (2026年度版)

静岡市では、市の財産を有効活用することにより、新たな収入を確保して財政負担の軽減を図り、市の事業の財源に充てて市民サービスを向上させるため、庁舎の一部や印刷物等を広告媒体として提供する広告事業を実施しています。

この広告カタログでは、現在実施している広告事業の概要をまとめて掲載しています。広告掲載をご検討いただく際の参考にご覧ください。

2026年5月

静岡市

目次

- 1 広告事業の基本事項・・・・・・・・・・ P 3
- 2 新たな広告事業の企画提案・・・・・・・・ P 4
- 3 広告事業情報・・・・・・・・・・ P 5

区分	No.	広告媒体	募集時期	頁	区分	No.	広告媒体	募集時期	頁	
施設	(1)	公共施設案内地図等総合案内板 (静岡庁舎)	随時	5	印刷・ 広報物	(13)	納税通知書用封筒 (市民税・県民税)	8～9月頃	17	
	(2)	公共施設案内地図等総合案内板 (清水庁舎)	随時	6		(14)	納税通知書用封筒 (軽自動車税)	8～9月頃	18	
	(3)	広告付き窓口番号案内表示システム	随時	7		(15)	認定こども園等連絡袋	6～7月頃	19	
	(4)	広告付きAED等機器	随時	8		(16)	しずおかし子育てハンドブック	5月頃	20	
	(5)	庁舎マット	隔年1月頃	9		(17)	こんにちは赤ちゃん訪問用冊子	9月頃	21	
	(6)	清水ナショナルトレーニングセンター サッカー場看板広告	随時	10		(18)	成人健診まるわかりガイド	11月頃	22	
	(7)	静岡市立図書館サポート広告	随時	11		ウェブ ページ	(19)	静岡市ホームページ	随時	23
	(8)	図書館雑誌カバー	随時	12			(20)	日本平動物園ホームページ	随時	24
	(9)	広告付き案内板 (清水病院)	随時	13	(21)		静岡市子育て応援総合サイト「ちゃむし ずおか」	随時	25	
		(10)	静岡庁舎来庁者用駐車場パネル広告	随時	14	その他	(22)	ごみ収集車	随時	26
印刷・ 広報物	(11)	静岡市共通封筒	9～10月頃	15	(23)		マタニティストラップ 同梱物資への掲 載広告	9月頃	27	
	(12)	納税通知書用封筒 (固定資産税・都市計 画税)	8～9月頃	16						

- 4 ネーミングライツ事業・・・・・・・・・・ P 28

参考資料 静岡市広告事業推進に関する基本方針・・・ P 29

1 広告事業の基本事項

(1) 広告事業の対象とする財産

静岡市では、下表に掲げる市の財産のうち、「財政負担の軽減」、「市民サービスの向上」、「民間企業との連携による民間活力の活用と地域経済の活性化」という目的を実現するために有効なものを対象に、広告事業を実施します。（P29「静岡市広告事業推進に関する基本方針」参照）

市の財産	広告の形態
施設	ネーミングライツ、看板広告、内壁面広告、マルチビジョンやマットなどへの広告
印刷・広報物	パンフレット、チラシ、封筒などへの印刷広告
ウェブページ	ホームページのバナー広告
その他広告媒体として有効に活用できる財産	車両、ベンチ、ノベルティグッズなどへの広告

(2) 広告の形態

ア 広告料収入型

広告掲載の対価として広告料を納入していただく形態です。掲載期間等に応じて定額を納めていただくものや、市が提示した最低募集価格に応じて入札いただいた金額を納めていただくものがあります。

イ 経費節減型（物品等の無償提供）

市が示す仕様に則って作成した広告入りの物品等を無償提供していただく形態です。

(3) 広告の募集方法

ア 直接募集方式

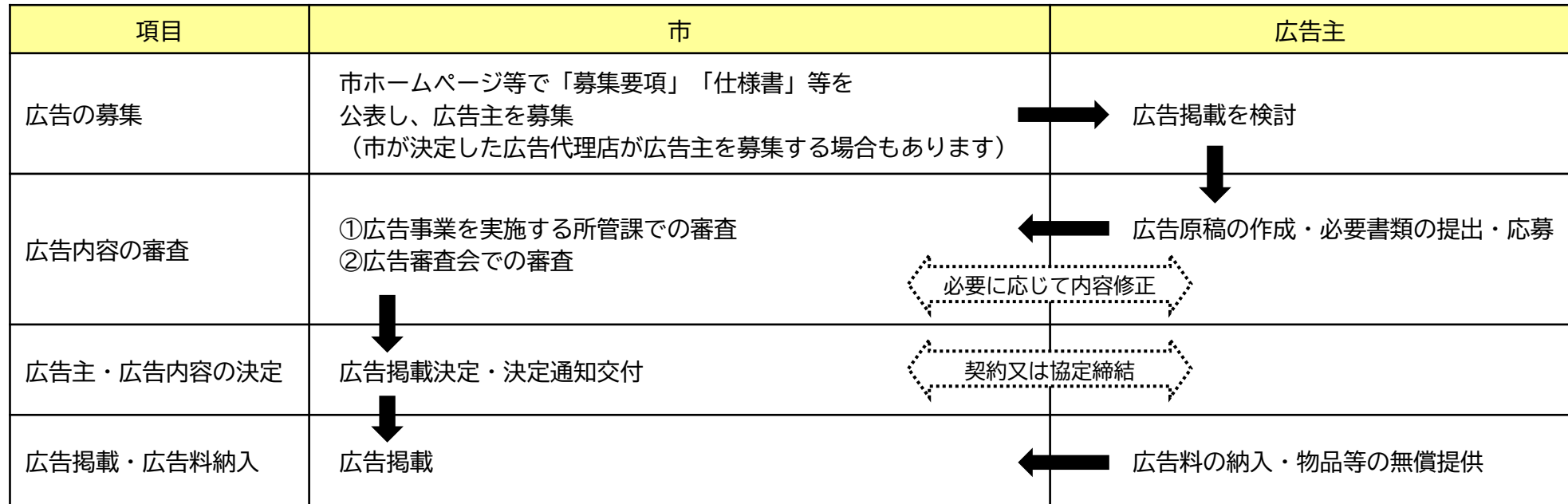
市が直接広告主を募集し、市と広告主との間で直接契約を締結する方式です。

イ 広告代理店方式

市が見積執行等で広告代理店を決定し、当該広告代理店に広告主の募集等を委ねる方式です。

(4) 広告掲載までの基本的な流れ

広告掲載の申込みに関しては、広告主を募集する各所管課又は広告代理店にお問合せください。掲出する広告は、所管課における審査を経て、最終的には市の広告審査会において適否を決定します。審査の結果、必要があるときは、広告内容等を修正していただく場合があります。



2 新たな広告事業の企画提案

静岡市では、広告事業の目的の一つである「民間企業との連携」を進めるため、新たな広告事業の企画提案を積極的に受け入れています。総務局総務課が窓口となって、提案の趣旨、内容を十分に把握したうえで、関係する所管課と連携し、導入に向けた積極的な検討を行います。新たな広告事業をご提案いただける場合は、静岡市ホームページ「静岡市の広告事業」内にある「新たな広告事業の企画提案フォーム」をご利用ください。

1 広告事業情報

(1) 公共施設案内地図等総合案内板（静岡庁舎）

【概要】

- 市街地周辺の公共施設等の案内地図や行政情報を表示する「総合案内板」に広告を掲示しています。

設置場所	静岡市役所 静岡庁舎新館1階 (静岡市葵区追手町5番1号)
掲示箇所	総合案内板
広告枠	モニター広告：15枠 インデックス広告：30枠
広告の形態	広告料の納入
広告料	広告代理店取扱
募集方法	広告代理店方式
募集時期	随時
申込み・ 問合せ先	<広告取扱事業者> 長田広告株式会社 静岡営業所 電話：054-627-5575 <所管課> 財政局 財政部 庁舎管理課 所在地：静岡庁舎本館1階 電話：054-221-1013 FAX：054-221-1015

【広告イメージ】



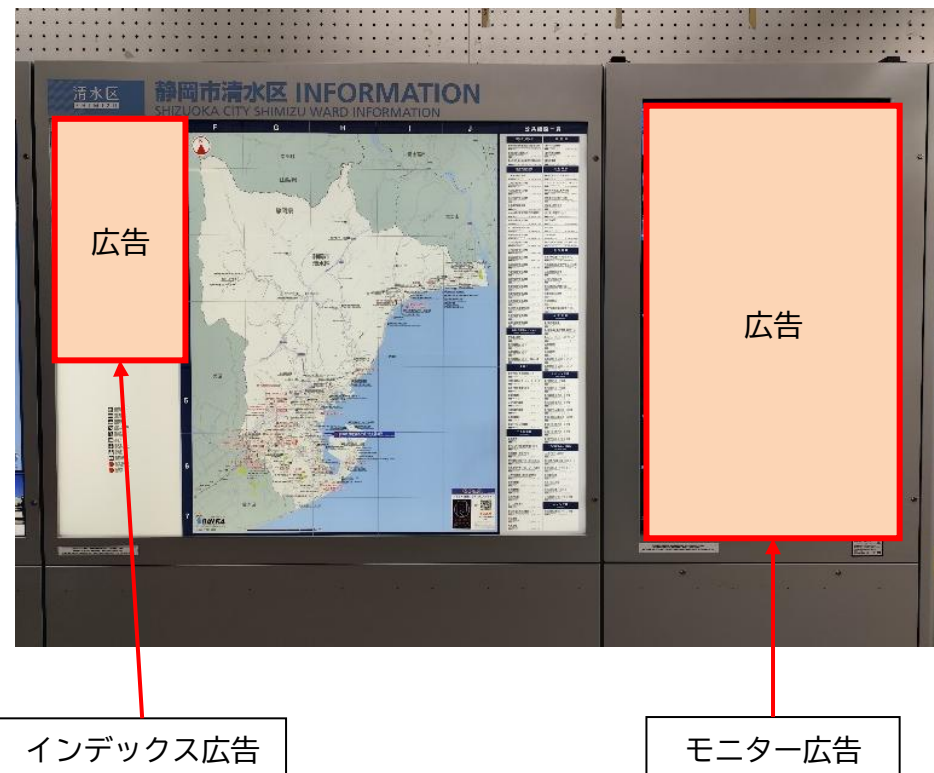
(2) 公共施設案内地図等総合案内板（清水庁舎）

【概要】

- 市街地周辺の公共施設等の案内地図や行政情報を表示する「総合案内板」に広告を掲示しています。

設置場所	静岡市役所 清水庁舎 1階 (静岡市清水区旭町6番8号)
掲示箇所	総合案内板
広告枠	モニター広告：35枠 インデックス広告：40枠
広告の形態	広告料の納入
広告料	広告代理店取扱
募集方法	広告代理店方式
募集時期	随時
申込み・問合せ先	<広告取扱事業者> 表示灯株式会社 静岡支店 電話：054-273-2611 <所管課> 清水区役所 地域総務課 所在地：清水庁舎4階 電話：054-354-2023 F A X：054-352-0325

【広告イメージ】



(3) 広告付き窓口番号案内表示システム

【概要】

- 各区役所の戸籍住民課及び保険年金課では、お客様をお呼び出しする受付番号案内表示モニターを設置しています。待合スペースで手続きを待つお客様に、各種情報をお届けしています。

設置場所	各区役所 戸籍住民課及び保険年金課の窓口 ・ 葵区役所：静岡庁舎新館1階 (静岡市葵区追手町5番1号) ・ 駿河区役所：1階及び2階 (静岡市駿河区南八幡町10番40号) ・ 清水区役所：清水庁舎1階 (静岡市清水区旭町6番8号)
掲示箇所	窓口番号案内表示モニター横
広告枠	葵区役所：30枠 駿河区役所：20枠 清水区役所：15枠
広告の形態	広告料の納入
広告料	広告代理店取扱
募集方法	広告代理店方式
募集時期	随時

申込み・ 問合せ先	<広告取扱事業者>	
	長田広告株式会社 静岡営業所	
	電話：054-627-5575	
	<所管課>	
	葵区役所 保険年金課	
	所在地：葵区役所1階	電話：054-221-1070
駿河区役所 保険年金課		
所在地：駿河区役所2階	電話：054-287-8621	FAX：054-287-8705
清水区役所 戸籍住民課		
所在地：清水区役所1階	電話：054-354-2126	FAX：054-353-8859

【広告イメージ】



(4) 広告付きAED等機器

【概要】

- 各庁舎及び日本平動物園に設置しているAED等機器にモニター広告を掲示しています。

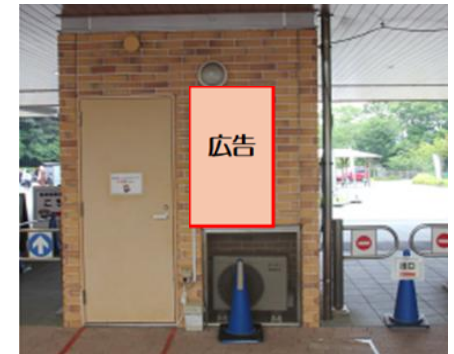
設置場所	各区役所及び日本平動物園 ・ 葵区役所：静岡庁舎新館1階 （静岡市葵区追手町5番1号） ・ 駿河区役所：1階 （静岡市駿河区南八幡町10番40号） ・ 清水区役所：清水庁舎1階 （静岡市清水区旭町6番8号） ・ 日本平動物園：正面エントランス臨時売札所裏 （静岡市駿河区池田1767番地の6）
掲示箇所	AED等機器
広告枠	葵区役所：30枠、駿河区役所：30枠、 清水区役所：30枠、日本平動物園：30枠
広告の形態	物品等の無償提供
広告料	広告代理店取扱
募集方法	広告代理店方式
募集時期	随時

申込み・ 問合せ先	<広告取扱事業者> 株式会社宣通 電話：052-979-1555
	<所管課> 財政局 財政部 庁舎管理課 所在地：静岡庁舎本館1階 電話：054-221-1013 FAX：054-221-1015 駿河区役所 地域総務課 所在地：駿河区役所3階 電話：054-202-5814 FAX：054-287-8709 清水区役所 地域総務課 所在地：清水庁舎4階 電話：054-354-2023 FAX：054-352-0325 観光文化・市民局 日本平動物園 所在地：日本平動物園 電話：054-262-3251 FAX：054-262-3489

【広告イメージ】



(静岡庁舎新館1階)



(日本平動物園) 8

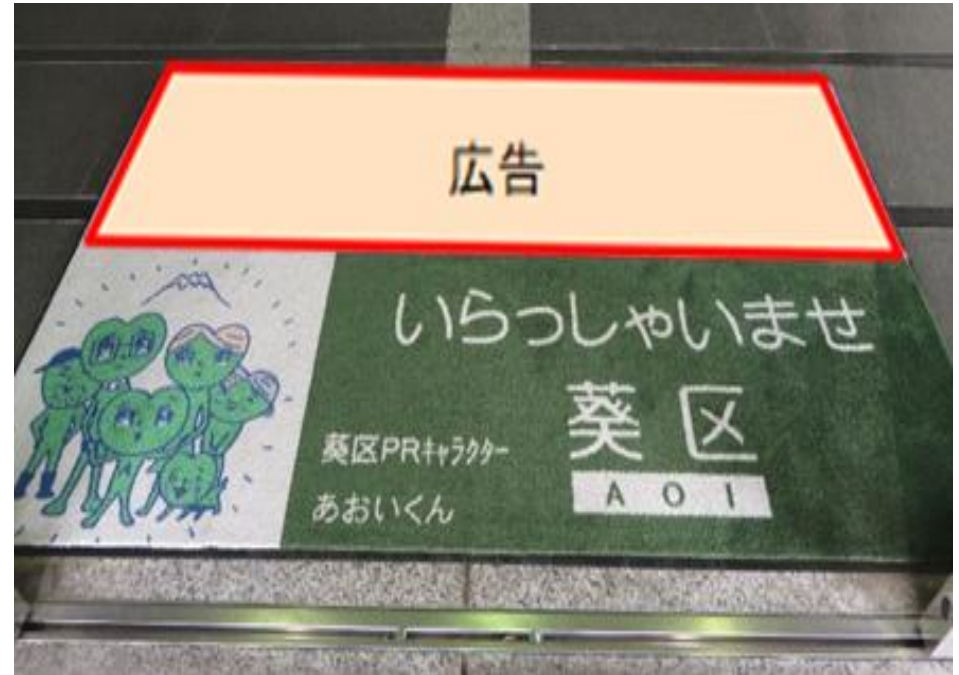
(5) 庁舎マット

【概要】

- 各庁舎の出入口に設置している足ふきマットに広告を掲示しています。

設置場所	各庁舎1階出入口 ・ 葵区役所：静岡庁舎新館1階 （静岡市葵区追手町5番1号） ・ 駿河区役所：1階 （静岡市駿河区南八幡町10番40号） ・ 清水区役所：清水庁舎1階 （静岡市清水区旭町6番8号）
掲示箇所	足ふきマット
広告枠	葵区役所：6枠 駿河区役所：5枠 清水区役所：4枠
広告の形態	物品等の無償提供
設置に係る費用（参考）	11,550円（月額、作成及び管理費）
募集方法	直接募集方式
募集時期	隔年1月頃
申込み・問合せ先	財政局 財政部 庁舎管理課 所在地：静岡庁舎本館1階 電話：054-221-1013 FAX：054-221-1015

【広告イメージ】



(6) 清水ナショナルトレーニングセンター サッカー場看板広告

【概要】

- サッカー場の壁面に広告看板を設置できます。
- 当該施設は、年間約20万人の方に利用されています。(令和7年度実績)

設置場所	清水ナショナルトレーニングセンター (静岡市清水区山切1487-1)
掲示箇所	サッカー場の壁面に設置する看板
広告枠	52枠
広告の形態	広告料の納入
広告料	1枠88,000円又は110,000円/年 ※設置場所によって異なる。 ※別途看板の製作費、取り付け、撤去費等の負担あり。
募集方法	直接募集方式
募集時期	随時
申込み・ 問合せ先	観光文化・市民局 スポーツ振興課 所在地：静岡庁舎新館16階 電話：054-221-1283 FAX：054-221-1453

【広告イメージ】



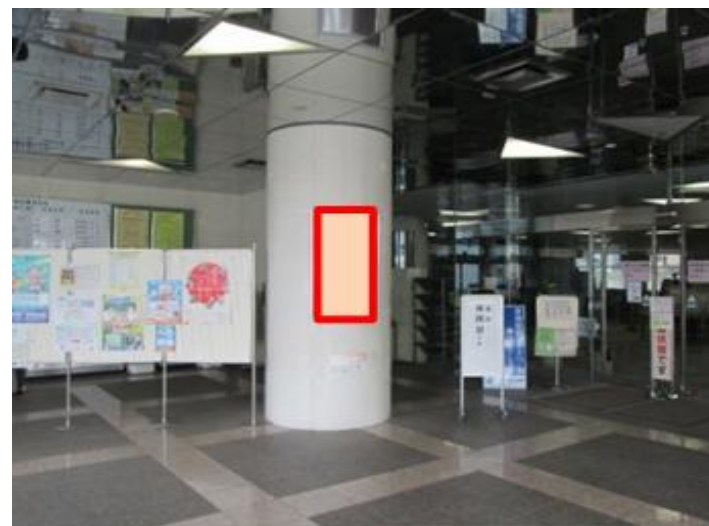
(7) 静岡市立図書館サポート広告

【概要】

- 各図書館の壁面や柱等に広告を掲示しています。

設置場所	各図書館（12館）
掲示箇所	壁面や柱など
広告枠	図書館12館、計24枠
広告の形態	広告料の納入
広告料	広告代理店取扱
募集方法	広告代理店方式
募集時期	随時
申込み・ 問合せ先	<広告取扱事業者> 株式会社宣通 電話：052-979-1555 <所管課> 教育局 中央図書館 所在地：葵区大岩本町29-1 電話：054-247-6711 F A X：054-247-9971

【広告イメージ】



(8) 図書館雑誌カバー

【概要】

- 図書館に配架する雑誌を購入・納入していただき、当該雑誌のカバー等にスポンサー広告を掲示しています。

【広告イメージ】

設置場所	各図書館（12館）
掲示箇所	雑誌のカバー
広告枠	1,031誌
広告の形態	物品等の無償提供
広告料	2,700円～107,580円 ※雑誌の種類、購入冊数により異なる。
募集方法	直接募集方式
募集時期	随時
申込み・ 問合せ先	教育局 中央図書館 所在地：葵区大岩本町29-1 電話：054-247-6711 FAX：054-247-9971



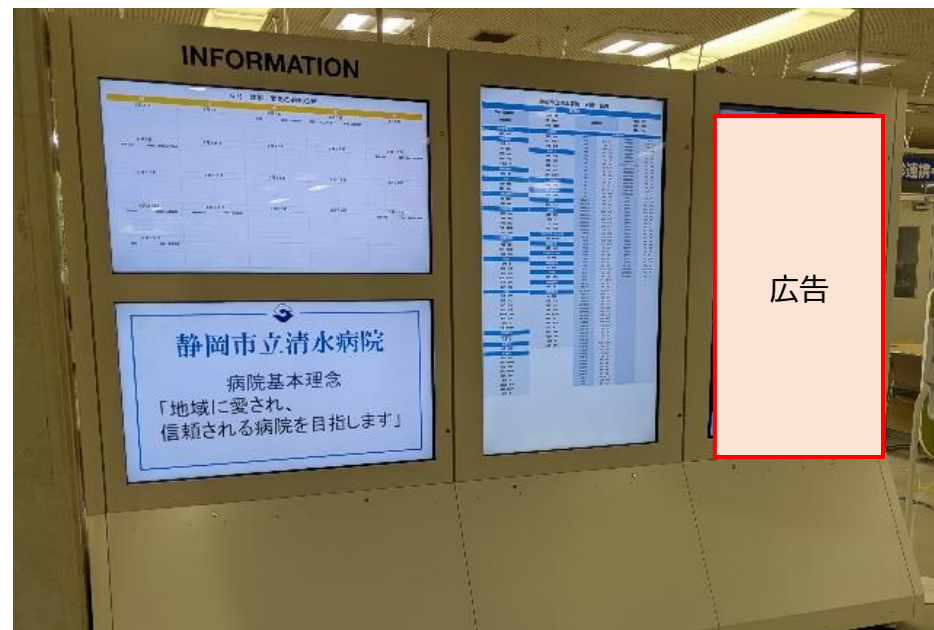
(9) 広告付き案内板（清水病院）

【概要】

- 市街地周辺の医療機関等の情報や院内広報を表示する「案内板」に広告を掲示しています。

設置場所	静岡市立清水病院 1階 (静岡市清水区宮加三1231)
掲示箇所	案内板
広告枠	30枠
広告の形態	広告料の納入
広告料	広告代理店取扱
募集方法	広告代理店方式
募集時期	随時
申込み・ 問合せ先	<広告取扱事業者> 表示灯株式会社 静岡支店 電話：054-273-2611 <所管課> 保健福祉長寿局 清水病院事務局 所在地：清水病院 1階 電話：054-336-1111 FAX：054-334-1129

【広告イメージ】



(10) 静岡庁舎来庁者用駐車場パネル広告

【概要】

- 静岡庁舎新館地下1階来庁者用駐車場の壁面にパネル広告を掲示しています。

【広告イメージ】

設置場所	静岡市役所 静岡庁舎新館地下1階 (静岡市葵区追手町5番1号)
掲示箇所	来庁者用駐車場壁面
広告枠	パネル広告：10枠
広告の形態	広告料の納入
広告料	広告代理店取扱
募集方法	広告代理店方式
募集時期	随時
申込み・ 問合せ先	<広告取扱事業者> 長田広告株式会社 静岡営業所 電話：054-627-5575 <所管課> 財政局 財政部 庁舎管理課 所在地：静岡庁舎本館1階 電話：054-221-1013 FAX：054-221-1015



(静岡庁舎新館地下1階来庁者用駐車場壁面)

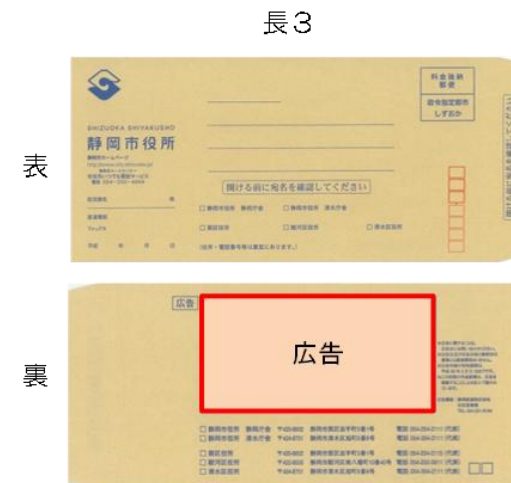
(11) 静岡市共通封筒

【概要】

- 各種文書等を発送する際に、各課が使用する共通の封筒です。市民等に発送されます。
- 令和7年度の作成部数は、角2：120,000枚、長3：250,000枚です。

掲示箇所	角2封筒及び長3封筒（単色）の裏面
広告枠	提案による
広告の形態	広告料の納入
広告料	角2封筒：55,000円（最低募集価格／令和7年度） 長3封筒：66,000円（最低募集価格／令和7年度）
募集方法	直接募集方式、広告代理店方式
募集時期	9～10月頃
申込み・ 問合せ先	総務局 総務課 所在地：静岡庁舎新館9階 電話：054-221-1792 FAX：054-205-1377

【広告イメージ】



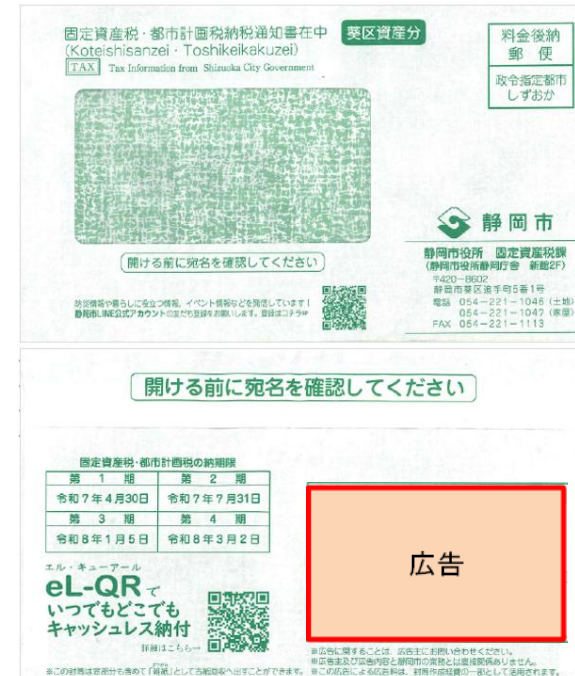
(12) 納税通知書用封筒（固定資産税・都市計画税）

【概要】

- 固定資産税及び都市計画税の納税通知書の発送用封筒に広告を掲示し、納税者の方に発送します。
- 令和7年度の作成部数は、275,000通です。

掲示箇所	納税通知書 送付用封筒裏面
広告枠	1 枠
広告の形態	広告料の納入
広告料	330,000円 (最低募集価格/令和7年度)
募集方法	直接募集方式、広告代理店方式
募集時期	8～9月頃
申込み・ 問合せ先	財政局 税務部 税制課 所在地：静岡庁舎新館3階 電話：054-221-1493 FAX：054-221-1499

【広告イメージ】



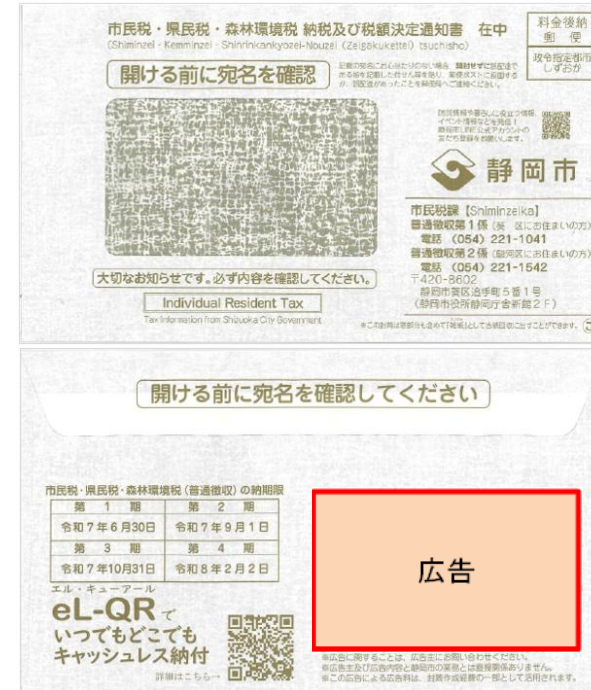
(13) 納税通知書用封筒（市民税・県民税）

【概要】

- 市民税及び県民税の納税通知書の発送用封筒に広告を掲示し、納税者の方に発送します。
- 令和7年度の作成部数は、160,000通です。

掲示箇所	納税通知書 送付用封筒裏面
広告枠	1 枠
広告の形態	広告料の納入
広告料	78,100円 (最低募集価格/令和7年度)
募集方法	直接募集方式、広告代理店方式
募集時期	8～9月頃
申込み・ 問合せ先	財政局 税務部 税制課 所在地：静岡庁舎新館3階 電話：054-221-1493 FAX：054-221-1499

【広告イメージ】



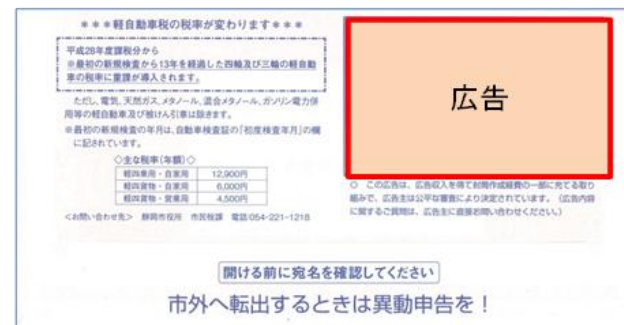
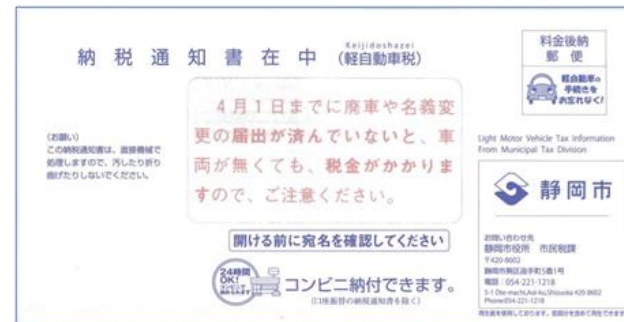
(14) 納税通知書用封筒（軽自動車税）

【概要】

- 軽自動車税の納税通知書の発送用封筒に広告を掲示し、納税者の方に発送します。
- 令和7年度の作成部数は、177,000通です。

掲示箇所	納税通知書 送付用封筒裏面
広告枠	1 枠
広告の形態	広告料の納入
広告料	59,400円 (最低募集価格/令和7年度)
募集方法	直接募集方式、広告代理店方式
募集時期	8～9月頃
申込み・ 問合せ先	財政局 税務部 税制課 所在地：静岡庁舎新館3階 電話：054-221-1493 F A X：054-221-1499

【広告イメージ】



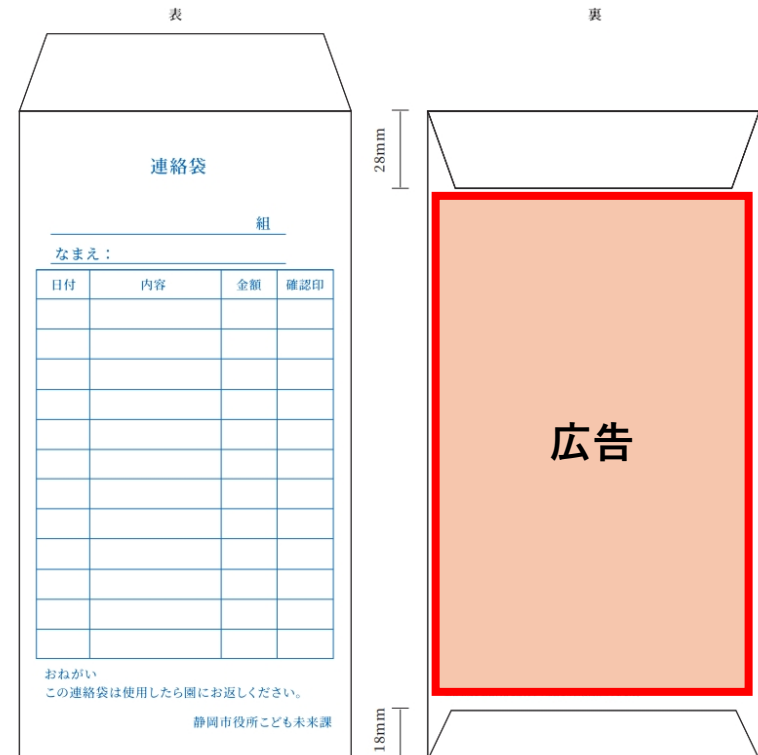
(15) 認定こども園等連絡袋

【概要】

- 静岡市内の認定こども園・保育園等で、保護者の方へのお便り等の書類を入れるための封筒（長3封筒）です。広告期間中（令和9年4月1日から令和10年3月31日まで）、園と保護者の方が年間繰り返し使用します。この封筒を作成し、市に寄贈していただける事業者を募集しています。
- 令和7年度の作成部数は、22,000部（169園）です。

掲示箇所	納付書等送付用封筒裏面
広告枠	1枠
広告の形態	物品等の無償提供
作成に係る費用	非公表
募集方法	直接募集方式、広告代理店方式
募集時期	毎年度6～7月頃
申込み・問合せ先	こども未来局 こども未来課 所在地：静岡庁舎新館17階 電 話：054-221-1418

【広告イメージ】



※表面のレイアウトは、年度により異なる場合があります。

(16) しずおかし子育てハンドブック

【概要】

- 子育てに関する静岡市の施策や各種手続きについて紹介するハンドブックを、母子健康手帳とともに子育て世帯へ配布するほか、子育て支援センター、児童館等へ配架しています。
- このハンドブックを作成し、市に提供していただける方を募集しています。
- 令和7年度の作成部数は、20,000部です。

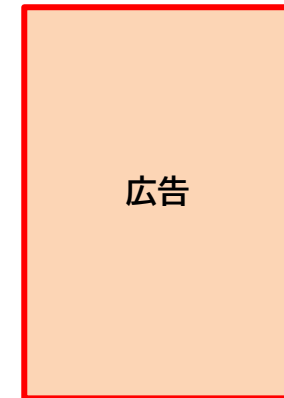
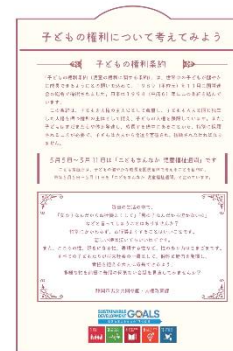
※レイアウトのイメージです。
記載内容は年度により異なります。

掲示箇所	ハンドブック (表紙裏面、裏表紙、裏表紙裏面、ページ下部等)
広告枠	提案による
広告の形態	物品等の無償提供
作成に係る費用	1,672,000円(令和7年度実績)
募集方法	広告代理店方式
募集時期	毎年度5月頃
申込み・問合せ先	こども未来局 こども未来課 所在地：静岡庁舎新館17階 電話：054-221-1169 F A X：054-221-5026

【広告イメージ】



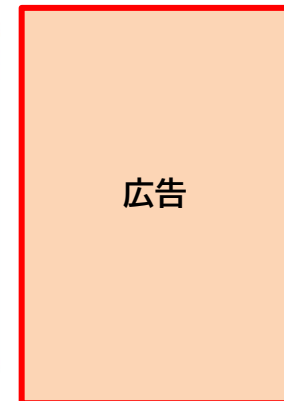
表紙



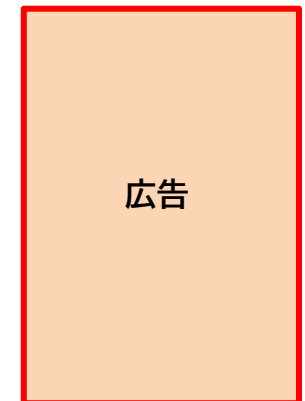
表紙裏面



ページ下部



裏表紙裏面



裏表紙

(17) こんにちは赤ちゃん訪問用冊子

【概要】

- 生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に訪問する際に、子育て支援に関する情報を掲載する冊子を配布しています。この冊子を提供し、市に寄贈いただける方を募集しています。
- 令和7年度の作成部数は、4,500部です。

掲示箇所	冊子の裏面等
広告枠	提案による
広告の形態	物品等の無償提供
作成に係る費用	1,700,000円（令和7年度概算）
募集方法	直接募集方式、広告代理店方式
募集時期	毎年度9月頃
申込み・問合せ先	こども未来局 こども家庭福祉課 所在地：静岡庁舎新館17階 電話：054-221-1574 FAX：054-221-5027

【広告イメージ】



広告

裏表紙

(18) 成人健診まるわかりガイド

【概要】

- がん検診や特定健康診査をはじめとした成人健診の種類や対象者、健診を実施している医療機関等について案内するガイドブックに広告を掲載しています。
- 令和8年度の作成部数は、269,000部です。

掲示箇所	ガイドブック裏面
広告枠	1枠
広告の形態	広告料の納入
広告料	90,000円（最低募集価格／令和8年度）
募集方法	直接募集方式、広告代理店方式
募集時期	毎年度11月頃
申込み・問合せ先	保健福祉長寿局 健康福祉部 健康づくり推進課 所在地：静岡庁舎新館12階 電話：054-221-1579 FAX：054-251-0035

【広告イメージ】



表紙

【問合せ】		【問合せ】	
<small>（がん検診・骨粗しょう症検診・眼底カメラ検査・胃がんリスク検診） （静岡市国民健康保険特定健康診査、静岡市国民健康保険特定健康診査、後期高齢者医療制度健康診査）</small>			
健康づくり推進課 健診係	駿河区役所5-1	221-1579	
（保健指導）		令和8年5月1日まで	令和8年5月7日以降
駿河区	城東保健福祉センター	249-3180	
	東原保健福祉センター	261-3311	→ 駿河区役所健康支援課 (静岡庁舎新館2階) 221-5049
	北原保健福祉センター	271-5131	
	富科保健福祉センター	277-6712	
駿河区	南原保健福祉センター	285-8111	
	大原保健福祉センター	288-1111	→ 駿河区役所健康支援課 (駿河区役所3階) 204-3811
	長原保健福祉センター	259-5112	
清水区	清水保健福祉センター	348-7711	
	美原保健福祉センター	385-5670	→ 清水区役所健康支援課 (清水区役所3階) 348-7711
<small>※本ガイドブックに掲載は必ずしも保健指導センターと関係が深い施設に限ります。詳細は各保健指導センターにお問い合わせください。</small>			
（連携機関）		駿河区東町2-4-1	249-3175
口腔保健支援センター			



裏表紙

(19) 静岡市ホームページ

【概要】

- 静岡市では、ホームページを通して、市民等に市政情報を幅広く発信しています。
- 令和7年度における1か月の平均アクセス数は、約167万です。

掲示箇所	トップページ下部（バナー）
広告枠	全20枠
広告の形態	広告料の納入
広告料	広告代理店取扱
募集方法	広告代理店方式
募集時期	随時
申込み・問合せ先	<p><令和8年度広告取扱事業者> 株式会社ウィット 電話：072-668-3275 <所管課> 総務局 市長公室 広報課 所在地：静岡庁舎新館8階 電話：054-221-1353 F A X：054-252-2675</p>

【広告イメージ】



(20) 日本平動物園ホームページ

【概要】

- 日本平動物園では、ホームページを通してイベント情報等を市内外の方に発信しています。
- 1か月の平均アクセス数は、約22.7万件の実績があります。

【広告イメージ】

掲示箇所	トップページ下部等（バナー）
広告枠	10枠 ※ランダムでトップページの右上部に1枠掲載されます。
広告の形態	広告料の納入
広告料	1枠 20,000円/月（定額）
募集方法	直接募集方式
募集時期	随時
申込み・問合せ先	観光文化・市民局 日本平動物園 所在地：日本平動物園（駿河区池田1767-6） 電話：054-262-3251 FAX：054-262-3489



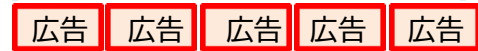
(21) 静岡市子育て応援総合サイト「ちゃむしずおか」

【概要】

- 静岡市では、ホームページを通して、育児に役立つ行政制度やサービスを発信しています。
- 令和7年度における1か月の平均アクセス数は、約4万件です。

【広告イメージ】

掲示箇所	トップページ下部（バナー）
広告枠	5枠
広告の形態	広告料の納入
広告料	広告代理店取扱
募集方法	広告代理店方式
募集時期	随時
申込み・問合せ先	<p><広告取扱事業者> 株式会社アスコエパートナーズ 電話：03-6452-8724</p> <p><所管課> こども未来局 こども未来課 所在地：静岡庁舎新館17階 電話：054-221-1169 FAX：054-221-5026</p>



(22) ごみ収集車

【概要】

- 家庭ごみを収集する本市ごみ収集車へ広告を掲示しています。
- 市内各地を走行するごみ収集車に掲出された広告は、市民との距離が近く視認性も高いことから、走る広告塔として十分な宣伝効果が期待できます。
- 令和7年度の稼働状況は、平均走行距離12,059km、平均稼働日数196日です。

【広告イメージ】

掲示箇所	ごみ収集車 側面
広告枠	1台につき広告枠2枠（両側面） ※1台（広告枠2枠）ごとの申込み
広告の形態	広告料の納入
広告料	年額100,000円/台（定額） ※別途広告の作成費、貼り付け作業費等の負担あり。
募集方法	直接募集方式
募集時期	随時
申込み・ 問合せ先	環境局 収集業務課 所在地：静岡庁舎新館13階 電 話：054-221-1074 F A X：054-221-1141



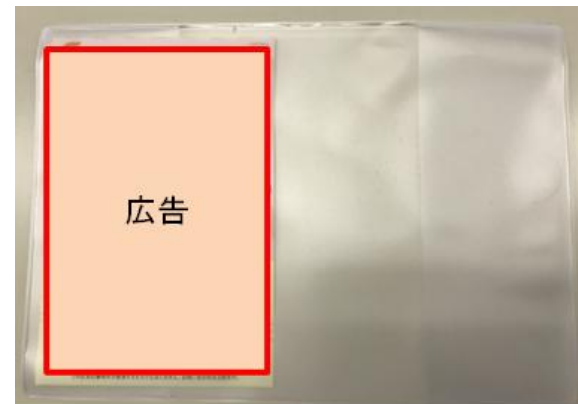
(23) マタニティストラップ 同梱物資への掲載広告

【概要】

- 市内在住の妊婦の方に配布するマタニティストラップと母子健康手帳カバーを作成・寄贈いただくことで、カバーの裏面やマタニティストラップの同梱物資等に広告を掲示することができます。
- 令和7年度の作成部数は、4,000部です。

掲示箇所	母子健康手帳カバー 裏面等
広告枠	提案による
広告の形態	物品等の無償提供
作成に係る費用	765,600円（令和7年度概算） ※マタニティストラップと母子健康手帳カバー 作成費
募集方法	直接募集方式、広告代理店方式
募集時期	毎年度9月頃
申込み・ 問合せ先	こども未来局 こども家庭福祉課 所在地：静岡庁舎新館17階 電話：054-221-1574 FAX：054-221-5027

【広告イメージ】



母子健康手帳カバー
(広告部分以外は透明カバー)



マタニティストラップ

2 ネーミングライツ事業

ネーミングライツとは、市と民間企業や団体との契約により、市の施設に愛称等を付ける代わりに、その企業等から命名権料を得て、施設の修繕や運営に活用するものです。

これは、市民、企業、静岡市の3者にメリットを生み出すもので、市にとっては命名権料が新たな財源となり、企業にとっては自社のイメージアップや認知度向上などの効果が期待できます。また、利用する市民の皆さんにとっても、整備の行き届いた施設を利用することができるなど、メリットが生まれます。

新たなネーミングライツ事業のご提案がありましたら、静岡市ホームページ「静岡市の広告事業」内にある「新たな広告事業の企画提案フォーム」をご利用ください。

【現在静岡市が導入しているネーミングライツ】（2026年4月現在）

正式名称	愛称（略称）	所在地	契約期間	契約金額(税込)
清水日本平運動公園球技場	IAIスタジアム日本平 (アイスタ)	静岡市清水区村松3880-1	2023年3月1日 ～2028年2月29日 (5年間)	年額3,146万円
静岡市清水庵原球場	ちゅ～るスタジアム清水 (ちゅ～るスタ)	静岡市清水区庵原町3000	2024年1月25日 ～2029年1月24日 (5年間)	年額7,150万円

1 広告事業の目的

市が保有する財産は市民全体の財産であり、その管理を任されている市は、これらの財産を有効に活用し、市民サービスの向上と地域経済の活性化につなげていかなければなりません。

そのため本市の広告事業は、次の3点の実現を目的として掲げます。

① 財政負担の軽減

財産本来の用途や目的を妨げないことを前提に、市の財産を広告料収入を生み出す媒体として有効に活用することにより、市の財政負担の軽減を図る。

② 市民サービスの向上

広告事業により得られた広告料収入を、当該財産が有する行政目的実現のための事業等の財源に充当することにより、対象となる市民サービスの一層の向上を図る。

③ 民間企業との連携による民間活力の活用と地域経済の活性化

広告事業をとおして民間企業と連携することにより、企業の持つノウハウを市の事務事業に活用する。また、企業に市の媒体を効果的に利用してもらうことにより、企業の知名度やイメージの向上などにつなげ、事業活動の促進による地域経済の活性化を図る。

2 広告事業の対象とする財産

次に掲げる市の財産のうち、「広告事業の目的」を実現するために有効なものを対象に、広告事業を実施します。

ただし、広告を掲載することで、法令等に抵触するおそれのあるもの、財産本来の用途や目的を妨げるおそれのあるもの、市民に誤解や不快感を生じさせるおそれのあるものなど、広告事業に適さない財産については、対象としません。

市の財産	広告の形態
施設（広告事業に活用できる市が管理する国、県の施設を含む。）	ネーミングライツ、看板広告、内壁面広告、マルチビジョンやマットなどへの広告
印刷・広報物	パンフレット、チラシ、封筒などへの印刷広告
ウェブページ	ホームページへのバナー広告
その他広告媒体として有効に活用できる財産	車両、バンチ、ノベルティグッズなどへの広告

3 広告事業推進のための取組

(1) 広告事業推進の考え方

「広告事業の目的」を実現するためには、広告媒体に対するニーズを的確につかみ、より多くの財産を活用すること、また、企業や広告代理店からの提案を積極的に受け入れていくことが重要となります。

そのため、各課が所管する施設や印刷物などから、新たな広告媒体やこれまで十分活用されてこなかった有効な財産を積極的に見出し、広告事業に結びつけるとともに、企業等からの提案を受け入れ、実現につなげる取組を行うものとします。

(2) 市の財産の見直し

市内広告代理店に対する調査結果を基に、広告媒体の有効性の判断基準として作成した「広告事業の検討対象とする基準」に基づき、本市の持つ財産を洗い出し、広告事業の検討を行います。

具体的には、各課が所管する施設や印刷物などのうち、基準に該当するもの全てに対して、広告事業を検討することとします。

なお、既に広告事業を実施しているものについては、更なる拡大を検討します。また、印刷・広報物に関しては、単に広告事業の実施を検討するのではなく、「印刷・広報物の見直し実施要領」に基づき、改めてそのものの必要性を十分検証したうえで、広告事業の検討を行うものとします。

(3) 企業や広告代理店からの提案の受け入れ

「広告事業の目的」の一つである「民間企業との連携」を進めるため、企業や広告代理店からの提案は積極的に受け入れます。

特に、新たな媒体や様々な施設のネーミングライツ、各種媒体を組み合わせた広告など、これまででない企画提案を広く求めるため、市から情報提供を行うとともに、行政管理課が窓口となって、提案の趣旨、内容を十分に把握したうえで、関係する所管課につなげ、導入に向けた前向きな検討を行うこととします。

(4) 広告事業検討に当たっての留意事項

広告事業の検討にあたっては、市民に悪影響を及ぼしたり、市民サービスの低下を招いたりすることがない点を十分確認するとともに、広告事業が財政負担の軽減だけでなく市民サービスの向上と地域経済の活性化を目指したものであることを積極的に市民に伝えていく必要があります。

① 公共性の確保

市が実施する広告事業であることに鑑み、広告媒体と広告内容のバランスを欠き、市民の誤解を招き、又は市民感情を害するおそれがないか、その他その実施により市政運営に何らかの支障が生じるおそれがないかなど、公共性の確保の観点から、広告事業の実施の可否、実施する場合における広告の媒体及び内容、広告主の選定等について慎重に検討するものとする。

② 公平性の確保

市が実施する広告事業であることに鑑み、市民に特定の企業等を推奨しているかのような誤解を与えることがないように、募集や審査の過程、掲載する広告の内容等において、市としての公平性及び中立性を確保しなければならない。

ただし、広告事業の目的の達成又は公共性の確保のために必要がある場合には、掲載する広告の業種、広告主の事業所等の所在地その他の事項について、一定のものを優先し、若しくは制限し、又は必要な条件を付すことができる。

③ 広告料の活用目的の周知

広告事業の目的や必要性を周知し、市民に広告事業を理解してもらうため、全ての広告に、広告料が媒体の印刷費や維持管理費等の財源の一部に活用されていることを表示する。

広告事業の検討対象とする基準

No.	財産の種類	広告の形態	基準
1	施設	ネーミングライツ 看板広告 内壁面への広告 マットへの広告 など	総務課が実施した調査結果を参考に、広告媒体としての可能性があるものと認められるもの ただし、ネーミングライツにおいて、以下に該当するものを除く。 ①公用に供する施設（庁舎、区役所、保健所、消防署などの市が事務執行や事業実施のために直接使用する施設） ②公共の用に供する施設（住民の一般的共同利用を目的とする施設）のうち、以下に掲げる施設 ・行政機関としての機能を併せ持った施設（保健福祉センター、動物指導センターなど） ・学校及び保育園 ・史跡及び名勝 ・同一の利用者が長期間にわたって使用する施設（高齢者、障害者等の入所型施設など） ・ネーミングライツ企業と、施設利用団体やイベントスポンサーとが競合することにより、施設の利用率が大幅に低下してしまうおそれのある施設 ③廃止（民営化を含む。）や再整備などの将来計画のある施設
2	印刷・広報物	印刷広告	市民に配付する印刷・広報物のうち、次のいずれかに該当するもの ①市内の全世帯に配付しているもの ②年間作成数が18万部以上のもの ③年間の作成部数が6万部以上あり、かつ配付対象者の属性や印刷・広報物に対する目的が明確なもの ただし、申請書、届出書、通知書、納付書に類するものを除く。
3	ウェブページ	バナー広告	年間を通じて公開するウェブページのうち、次のいずれかに該当するもの ①トップページ又はトップページから1階層目までのページで、年間の閲覧件数が10万件以上見込めるもの ②トップページ又はトップページから1階層目までのページで、年間の閲覧件数が3万件以上見込め、かつ閲覧目的が明確なもの
4	その他広告媒体として有効に活用できる財産	車両、ベンチ、ノベルティグッズなどへの広告	次のいずれかに該当するもの ①民間企業（広告代理店を含む。）から提案のあったもの ②各課が広告媒体として有効と判断したもの

上記の各項目に該当しないものであっても、民間企業から提案のあったもの、各課において広告媒体として有効と判断したものについては、検討の対象とする。

【広告事業全般に関する問合せ】

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

(静岡市役所静岡庁舎新館9階)

静岡市総務局総務課 行財政改革推進係

電 話：054-221-1754

F A X：054-205-1377

E-mail：gyokaku@city.shizuoka.lg.jp